国立大学法人東京医科歯科大学統合診療機構規則

（平成２９年３月２３日
規　則　第　３　５　号）

（総則）
第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）第２７条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合診療機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、本学の基本理念のもと、大学における医療戦略や病院の将来構想及び病院経営に関する企画・立案おこなうことを目的として設置する。

（機構の業務）
第３条　機構は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 医療戦略に関すること。
(2) 病院の将来構想に関すること。
(3) 病院の再開発等に関すること。
(4) 病院経営に関すること。
(5) その他機構長が必要と認めた事項に関すること。

（機構長）
第４条　組織運営規程第１４条の４第２項に規定する機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。
２　機構長は、機構の管理運営について統括する。

（副機構長）
第５条　機構に副機構長を置き、次の者をもって充てる。
(1) 病院長
(2) 副病院長　若干名
(3) その他学長が特に認めた者
２　副機構長は、機構長の職務を補佐する。
３　第１項第３号の副機構長の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

（機構長補佐）
第６条　機構に、機構長補佐を置き、教職員をもって充てる。
２　前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、専任の機構長補佐を置くことができる。

３　機構長補佐は、機構長の指示に基づき、機構長が必要と認める業務を行う。
４　第１項の機構長補佐の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、機構長補佐の任期の末日は、当該機構長補佐を任命する学長の任期の末日以前とする。

（教職員）
第７条　機構に、機構長、副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

（医療戦略会議）
第８条　機構に、医療戦略会議を置く。
２　医療戦略会議は、本学の医療戦略及び学長から指示のあった事項を審議する。

（医療戦略会議の組織）
第９条　医療戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 学長が指名する副理事
(4) その他学長が指名する者
２　前項第４号の委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）
第１０条　前条第１項第４号に掲げる委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
２　前条第１項第４号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）
第１１条　医療戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
２　議長は、医療戦略会議を招集し、これを主宰する。
３　議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１２条　医療戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
２　医療戦略会議の議事は、議長を含め出席した委員の過半数をもって決し、決しないときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１３条　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員会等）
第１４条　機構に、業務を遂行するため、委員会その他の必要な会議を置くことができる。
２　前項に規定するもののほか、委員会その他の必要な会議に関し必要な事項は別に定める。

（事務）
第１５条　機構に関する事務は、病院事務部で処理する。

（雑則）
第１６条　この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、医療戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附　則
１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学医療戦略会議規則（平成２０年規則第１５号）は、廃止する。

附　則（令和２年４月６日規則第１０９号）
この規則は、令和２年４月６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年５月２１日規則第６６号）
この規則は、令和３年５月２１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月３０日規則第９４号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年５月２日規則第８４号）
この規則は、令和４年５月２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月１４日規則２１号）
この規則は、令和６年３月１４日から施行し、令和５年１月１日から適用する。